

山口県土木工事施工管理基準

(令和5年10月)

新旧対照表

1. 施工管理基準 P1～3
2. 出来形管理基準 P4～43
3. 品質管理基準 P44～49
4. 写真管理基準 P50～69

1. 土木工事施工管理基準 新旧対照表

土木工事施工管理基準 新旧対照表

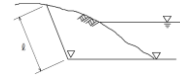
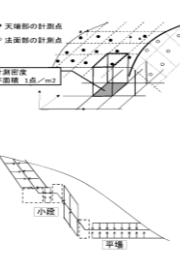
現行	新
<p>山口県土木工事施工管理基準</p> <p>5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準（別表第1）に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し、管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。</p> <p>7. 運 用 (6) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。 河川浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>山口県土木工事施工管理基準</p> <p>5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準及びび規格値（別表第1）に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表（施工管理参考様式の測定結果一覧表（様式管-3）及び出来形管理図（工程能力図）（様式管-5））を作成し、管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。</p> <p>7. 運 用 (6) 3次元データによる出来形管理 ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(8) 防護柵設置工における出来形確保対策について 土中埋め込み式のガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル、転落防止柵及び横断防止柵（以下「対象防護柵」という。）を設置する工事については以下のとおり取り扱う。 ア. 受注者は、対象防護柵の支柱を建て込む際に、障害物がある場合など、支柱の建て込みが困難な場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して協議しなければならない。 イ. 発注者が、対象防護柵の根入れ長を確認するために、別途非破壊試験を実施する場合には、あらかじめ通知するので、試験に協力しなければならない。 ウ. 受注者は、原則として、以下に定める「写真による管理」を行うこととする。 なお、受注者からの申し出により、監督職員に通知の上、「写真による管理」に換えて、以下に定める「ビデオ等による管理」とすることができるものとする。</p>

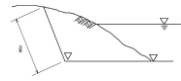
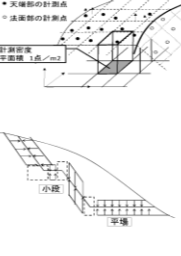
土木工事施工管理基準 新旧対照表

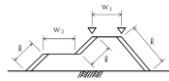
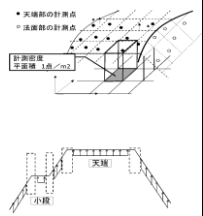
現行	新
	<p>エ. 受注者は、「写真による管理」に当たっては、以下の状況等を対象防護柵の支柱全本数分撮影することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支柱建て込み前の支柱の寸法（長さ）の写真 ・ 支柱建て込み直前（器機セット時）、支柱建て込み中、建て込み完了時の少なくとも3枚の写真 <p>なお、対象防護柵の支柱打ち込み完了後、速やかに上記写真（電子データの場合はデータの入った媒体）を添えて、監督職員に支柱打ち込み完了の報告を行うこととする。</p> <p>オ. 受注者は、「ビデオ等による管理」に当たっては、以下の状況等をビデオカメラにより、対象防護柵の支柱全本数分撮影することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支柱建て込み前の支柱の寸法（長さ） ・ 支柱建て込み直前（器機セット時）から建て込み完了までの施工状況（連続撮影） <p>なお、対象防護柵の支柱打ち込み完了後、速やかに上記撮影記録の入った媒体を添えて、監督職員に支柱打ち込み完了の報告を行うこととする。</p> <p>カ. 提出された写真又はビデオ撮影記録及び発注者が行う非破壊試験結果により、防護柵の根入れ長に疑義がある場合には、工事請負契約書第17条第3項又は第31条第2項に基づき、支柱引き抜きによる破壊検査を行う。</p> <p>なお、引き抜きによる破壊検査やその復旧に要する費用は、工事請負契約書第17条4項又は第31条3項に基づき、受注者の負担とする。</p> <p>(9) 道路土工等における現場密度試験について</p> <p>盛土部の強度確保については、施工上の十分な配慮が必要であるとの観点から、受注者は、砂置換法による土の密度試験（JIS A 1214）の報告様式において、受注者及び測定者の氏名を記載することとする。</p> <p style="text-align: center;">（施工管理参考様式 7 砂置換法による土の密度試験（現場での測定）(p. 4-7)）</p>

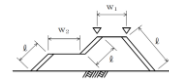
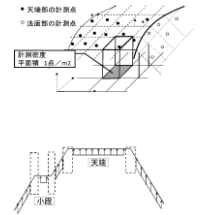
2. 出来形管理基準 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

現行													
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取図を参照し、基準高は掘削部の両端で測定。				
							法長0	±200	法長-4%				
			2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。					
						平場	標高較差	±50	±150				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160				3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
			3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川港湾工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。					
						平場	標高較差	±50	+300以下				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	+300以下				3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。

新													
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取図を参照し、基準高は掘削部の両端で測定。				
							法長0	±200	法長-4%				
			2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。					
						平場	標高較差	±50	±150				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160				3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
			3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。					
						平場	標高較差	±50	+300以下				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	+300以下				3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。

現行												
編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1 盛土工	基準高▽	-50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)土工編 計測技術(断 面管理の場合)」の規定により測点に よる管理を行う場合は、設計図書 の測点毎、基準高は各法層で測定。					
					法長0	0<5m				-100		
						0≧5m				法長-2%		
					幅 W ₁ , W ₂	-100						
			2 盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差を算出する。計測密度は1 点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。					
			天端	標高較差	-50	-150						
			法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170						
			法面 4割≧勾配 (小段含 む)	標高較差	-60	-170						
			※ただし、 ここでの勾 配は、鉛直 方向の長さ 1に対する 、水平方 向の長さX をX割と表 したもの									

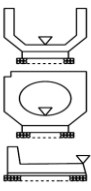
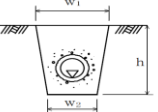
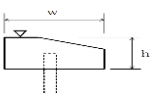
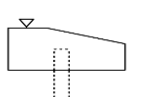
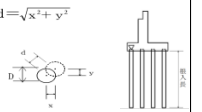
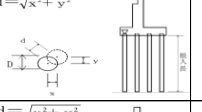
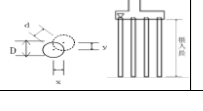
新												
編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1 共通 編	2 土工	3 河川土 工・海 岸土工 ・砂防 土工	3	1 盛土工	基準高▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)土工編 計測技術(断 面管理の場合)」の規定により測点 による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎、基準高は各法層で測定。					
					法長0	0<5m				-100		
						0≧5m				法長-2%		
					幅 W ₁ , W ₂	-100						
			2 盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)土工編」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差を算出する。計測密度は1 点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。					
			天端	標高較差	-50	-150						
			法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170						
			法面 4割≧勾配 (小段含 む)	標高較差	-60	-170						
			※ただし、 ここでの勾 配は、鉛直 方向の長さ 1に対する 、水平方 向の長さX をX割と表 したもの									

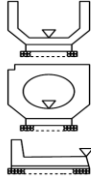
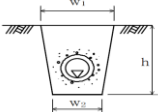
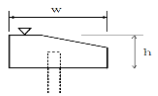
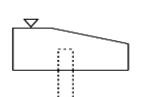
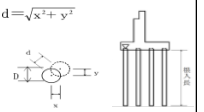
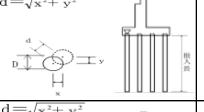
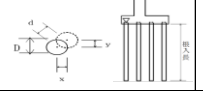
現行														
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防	4		盛土補強工 (テールアル ム) 壁工法 (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)		基準高▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
							厚さ t	-50						
							控え長さ	設計値以上						
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防	5		法面整形工 (盛土部)		厚さ t	※-30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。					
1 共通編	2 土工	4 道路土 工	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)土工編 計測技術(断 面管理の場合)」の規定により測点に よる管理を行う場合は、設計図書の 測点毎。基準高は、道路中心線及び端部 で測定。					
							法長ℓ	ℓ<5m				-200		
								ℓ≥5m				法長-4%		
							幅 w					-100		
			2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。	平場	標高較差	±50	±150		
									法面(小段 含む)	水平または標高較差	±70	±160		
									法面 (軟岩1) (小段含 む)	水平または標高較差	±70	±330		
					2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。									
					3. 計測は平場面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出す る。計測密度は1点/m ² (平面投影面 積当たり)以上とする。									
					4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。									
					5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。									

新														
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1 共通編	2 土工	3 河川土 工・海 岸土工 ・砂防 土工	4		盛土補強工 (テールアル ム) 壁工法 (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)		基準高▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施するこ とができる。					
							厚さ t	-50						
							控え長さ	設計値以上						
1 共通編	2 土工	3 河川土 工・海 岸土工 ・砂防 土工	5		法面整形工 (盛土部)		厚さ t	※-30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施するこ とができる。					
1 共通編	2 土工	4 道路土 工	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)土工編 計測技術(断 面管理の場合)」の規定により測点 による管理を行う場合は、設計図書の 測点毎。基準高は、道路中心線及び端部 で測定。					
							法長ℓ	ℓ<5m				-200		
								ℓ≥5m				法長-4%		
							幅 w					-100		
			2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。	平場	標高較差	±50	±150		
									法面(小段 含む)	水平または標高較差	±70	±160		
									法面 (軟岩1) (小段含 む)	水平または標高較差	±70	±330		
					2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。									
					3. 計測は平場面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出す る。計測密度は1点/m ² (平面投影面 積当たり)以上とする。									
					4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。									
					5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。									

現行												
編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	1 路床盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長θ	θ<5m -100 θ≧5m 法長-2%					
						幅 W1, W2	-100					
					2 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面(小段含む)	標高較差	±80	±190			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼矢板) (コンクリート矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						根入長	設計値以上					
						変位θ	100					
					緑石工(緑石・アスカープ)	延長L	~200	1施工箇所毎				
					基準高▽	±20	施工延長20mにつき1箇所の割で測定。 (注)アスカープについては、延長のみを測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
					幅W	-30						
					高さh	-20						
					厚さt	-20						

新												
編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	1 路床盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長θ	θ<5m -100 θ≧5m 法長-2%					
						幅 W1, W2	-100					
					2 路床盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面(小段含む)	標高較差	±80	±190			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼矢板) (コンクリート矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						根入長	設計値以上					
						変位θ	100					
					緑石工(緑石・アスカープ)	延長L	~200	1施工箇所毎				
					基準高▽	±20	施工延長20mにつき1箇所の割で測定。 (注)アスカープについては、延長のみを測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
					幅W	-30						
					高さh	-20						
					厚さt	-20						

現行										
編	章	節	条	技	種					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	測定基準 施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理 の場合)」の規定による測定の管理方法 を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						延長 L	-200	1箇所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理 を行う場合は、延長の変化点で測 定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	施工延長20mにつき1箇所、 延長20m以下のものは1施工につき2箇 所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法 は、規格証明書等による。)「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場 合)」の規定による測定の管理方法 を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						幅 W1, W2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理 を行う場合は、延長の変化点で測 定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案) 護岸工編」の規定による測 定の管理方法を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案) 護岸工編」の規定による測 定の管理方法を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	測定項目 基準高▽	規格値 ±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	摘要
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	測定項目 基準高▽	規格値 ±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	摘要
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	測定項目 基準高▽	規格値 ±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	摘要
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			

新										
編	章	節	条	技	種					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理 の場合)」の規定による測定の管理方法 を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						延長 L	-200	1箇所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理 を行う場合は、延長の変化点で測 定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	施工延長20mにつき1箇所、 延長20m以下のものは1施工につき2箇 所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法 は、規格証明書等による。)「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測定の管理方法 を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						幅 W1, W2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理 を行う場合は、延長の変化点で測 定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案) 舗装工編」の規定による測 定の管理方法を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	測定項目 基準高▽	規格値 ±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案) 護岸工編」の規定による測 定の管理方法を用いることができる。	測定箇所 	摘要
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	測定項目 基準高▽	規格値 ±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」に基づき出来形管理を実施す る場合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。	測定箇所 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	摘要
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	測定項目 基準高▽	規格値 ±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」に基づき出来形管理を実施す る場合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。	測定箇所 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	摘要
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	測定項目 基準高▽	規格値 ±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」に基づき出来形管理を実施す る場合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。	測定箇所 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	摘要
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			

現行													
編	章	節	条	工事	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	一般	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
								厚さ	-45	-45	-15	-15	
								幅	-50	-50	—	—	
3	土木	2	一般	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。
								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	
								工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満					

新													
編	章	節	条	工事	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	一般	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 *3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。
								厚さ	-45	-45	-15	-15	
								幅	-50	-50	—	—	
3	土木	2	一般	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。
								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	
								工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満					

現行														
編	章	節	条	工事	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	一般	6	一般	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
									幅	-50	-50	-	-	
3	土木	2	一般	6	一般	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理回等を指した上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
3	土木	2	一般	6	一般	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
									幅	-50	-50	-	-	

新														
編	章	節	条	工事	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	一般	6	一般	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
									幅	-50	-50	-	-	
3	土木	2	一般	6	一般	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理回等を指した上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
3	土木	2	一般	6	一般	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
									幅	-50	-50	-	-	

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	一般	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
3	土木	一般	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が32,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	一般	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
3	土木	一般	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が32,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

現行														
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 平坦性は、施工延長200m以上各車線毎に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 平坦性は、施工延長200m以上各車線毎に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				

新														
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 平坦性は、施工延長200m以上各車線毎に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 平坦性は、施工延長200m以上各車線毎に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				

現行													
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。厚さは各 車線40m毎に、層の上下面の差を測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	
					厚さ	-45	-45	-15	-15				
					幅	-50	-50	—	—				
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	
					厚さある いは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、道路中心線及びその端部で層の 上下面の差を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	
					幅	-50	-50	—	—				
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	

新													
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。厚さは各 車線40m毎に、層の上下面の差を測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	
					厚さ	-45	-45	-15	-15				
					幅	-50	-50	—	—				
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	
					厚さある いは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、道路中心線及びその端部で層の 上下面の差を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	
					幅	-50	-50	—	—				
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	

現行														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	1	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
							幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000mmに1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
							幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							幅	-50	-50	-	-			

新														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	1	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
							幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000mmに1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
							幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							幅	-50	-50	-	-			

現行														
編	章	節	条	技	種	工	種	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	10	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				

新														
編	章	節	条	技	種	工	種	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	10	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-				

現行													
編	章	節	条	項	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

新													
編	章	節	条	項	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

現行													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	9	7	排水性舗装工 (加納アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	9	8	排水性舗装工 (加納アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		

新													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	9	7	排水性舗装工 (加納アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	9	8	排水性舗装工 (加納アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-		

現行													
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測 定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			

新													
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測 定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			

現行													
編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		測定値の平均値				
							中規模以上	小規模以下					中規模以上
3	2	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	※歩道舗装に適用する。	
							厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
								t ≥ 15cm	-45	-15			
							幅	-100		—			
3	2	1	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							厚 さ	t ≥ 15cm	±90 -15	+50 -15			
								厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15				
3	2	1	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9		-3	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	※歩道舗装に適用する。	
							幅	-25		—			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
3	2	1	6	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			

新													
編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		測定値の平均値				
							中規模以上	小規模以下					中規模以上
3	2	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	※歩道舗装に適用する。	
							厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
								t ≥ 15cm	-45	-15			
							幅	-100		—			
3	2	1	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							厚 さ	t ≥ 15cm	±90 -15	+50 -15			
								厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15				
3	2	1	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9		-3	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	※歩道舗装に適用する。	
							幅	-25		—			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
3	2	1	6	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			
							厚さあるいは標高較差	-20		-3			

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-25	-	-		
3	2	1	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-25	-	-		
3	2	1	6	11	4	グーラスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-25	-	-		

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-25	-	-		
3	2	1	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-25	-	-		
3	2	1	6	11	4	グーラスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-25	-	-		

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	11	6	5	一般舗装工 舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3m ² プロットナー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	11	6	6	一般舗装工 舗装工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
						幅	-	-	-	-			
						平坦性	3m ² プロットナー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	11	6	5	一般舗装工 舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3m ² プロットナー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	11	6	6	一般舗装工 舗装工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
						幅	-	-	-	-			
						平坦性	3m ² プロットナー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	2	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 [▽]	±40	±50	—	基準高は延長20m毎に1箇所を割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。 幅は、延長40m毎に1箇所を割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							厚さ	-45		-15			
							幅	-50		—			
3	土木	2	12	6	2	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 [▽]	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。
							厚さあるいは標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		
3	土木	2	12	6	4	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	2	12	6	1	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 [▽]	±40	±50	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							厚さ	-45		-15			
							幅	-50		—			
3	土木	2	12	6	2	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 [▽]	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。
							厚さあるいは標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		
3	土木	2	12	6	4	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

現行												
編	章	節	条	工事種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3	土木	2	6	12	6	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>
3	土木	2	6	12	8	コンクリート舗装工(アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>

新												
編	章	節	条	工事種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3	土木	2	6	12	6	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>
3	土木	2	6	12	8	コンクリート舗装工(アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₀)				
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	厚さあるいは標高格差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	-		コンクリートの硬化後3mプロファイルにより機械舗設の場合(α)2.4mm以下 人力舗設の場合(α)3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₀)				
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	厚さあるいは標高格差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	-		コンクリートの硬化後3mプロファイルにより機械舗設の場合(α)2.4mm以下 人力舗設の場合(α)3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

現行												
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	

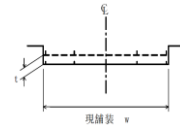
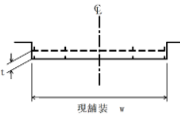
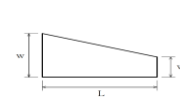
新												
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	

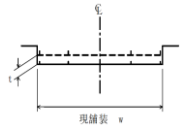
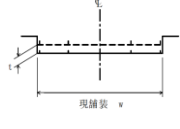
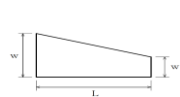
現行												
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	土	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
3	土	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-	-4.5	厚さは各車線の中心付近で型枠留付後各車線40m毎に水承またはレベラにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 転圧コンクリートの硬化後、3m ² フイガーにより(σ)2.4m以下。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3	土	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-32	-	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							平坦性	-	-	-	転圧コンクリートの硬化後、3m ² フイガーにより(σ)2.4m以下。	
							目地段差		±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

新												
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	土	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
3	土	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-	-4.5	厚さは各車線の中心付近で型枠留付後各車線40m毎に水承またはレベラにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 転圧コンクリートの硬化後、3m ² フイガーにより(σ)2.4m以下。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3	土	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高格差	-32	-	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							平坦性	-	-	-	転圧コンクリートの硬化後、3m ² フイガーにより(σ)2.4m以下。	
							目地段差		±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高 [▽]	±40	±50	-		基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が5500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が5500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-25	-30	-8				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が5500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-25	-30	-8				
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-15	-20	-5				
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25		-				
						厚さ	-9	-12	-3				

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高 [▽]	±40	±50	-		基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が5500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が5500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-25	-30	-8				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が5500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-25	-30	-8				
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-15	-20	-5				
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25		-				
						厚さ	-9	-12	-3				

現行											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは20m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長20m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数をえることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によること出来る。		
						幅 W	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高格差または厚さ t のみ	厚さ t (標高格差)	-17 (17) 面管理として緩和	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案) (路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計画は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高格差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高格差に、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 W	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 W	-50	各層毎 1箇所/1施工箇所		
							延長L	-100			
						厚さt	該当工種				
						舗設工	幅 W	-25			
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
						3	2	6			
幅 W	-25										
延長 L	-100										
平坦性	-	3m ² プロクター(σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下									

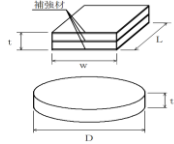
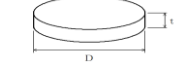
新											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは20m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長20m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数をえることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によること出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 W	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高格差または厚さ t のみ	厚さ t (標高格差)	-17 (17) 面管理として緩和	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計画は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高格差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高格差に、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 W	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 W	-50	各層毎 1箇所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長L	-100			
						厚さt	該当工種				
						舗設工	幅 W	-25			
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
						3	2	6			
幅 W	-25										
延長 L	-100										
平坦性	-	3m ² プロクター(σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下									

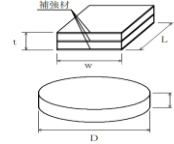
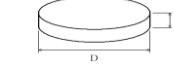
現行												
編	章	節	条	技	種	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土木	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		
							平坦性	—	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

新												
編	章	節	条	技	種	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土木	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		
							平坦性	—	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

現行										
編	章	節	条	技	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50	延長20m毎に1箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 W	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編〕に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						法 長 ϕ	-500			
						天 端 幅 W	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9		固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長20mにつき1箇所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 W	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			

新										
編	章	節	条	技	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50	延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 W	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						法 長 ϕ	-500			
						天 端 幅 W	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9		固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長20mにつき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、または施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 W	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			

現行											
編	章	節	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に確定。		
						中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置づれ	≦1000mm			1以下
							ボスの突起を基準とした孔の位置づれ	>1000mm			1.5以下
							ドリル加工孔	≦100mm			+3 -1
						アンカーアンバー用ボルト(トコ放し)	ドリル加工孔	>100mm			+4 -2
							孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径	+0 -1			
							ボスの高さ	+1 -0			
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1			
							ボスの高さ	+1 -1			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上唇の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 平面度：1個のボム支承の厚さ(t)の最大相対誤差			
						※4 移動量	φ≦300mm				±2
							φ>300mm				±φ/100
						組立高さH	上、下面加工仕上げ				±3
							コンクリート構造用				H≦300mm
						普通寸法	H>300mm				(H/200+3) 小数点以下切り捨て
							鋳造し長さ寸法(※2)、(※3)				JIS B 0403-1995 CT14
							鋳造し肉厚寸法(※2)				JIS B 0403-1995 CT15
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級
						ガス切断寸法	ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	2	2	鋳造費 (大型ボム支承工)	幅W、長さL、直径D	W, L, D≦500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のボム支承の厚さ(t)の最大相対誤差		
						500<W, L, D≦1500mm	0~+1%				
							1500<W, L, D	0~+15			
							t≦20mm	±0.5			
						厚さt	20<t≦160	±2.5%			
							160<t	±4			
							W, L, D≦1000mm	1			
						相対誤差	1000mm<W, L, D	(W, L, D) / 1000			

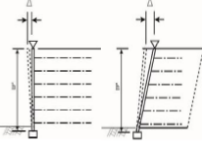
新											
編	章	節	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に確定 詳細は道路橋支承便覧参照		
						中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置づれ	≦1000mm			1以下
							ボスの突起を基準とした孔の位置づれ	>1000mm			1.5以下
							ドリル加工孔	≦100mm			+3 -1
						アンカーアンバー用ボルト(トコ放し)	ドリル加工孔	>100mm			+4 -2
							孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径	+0 -1			
							ボスの高さ	+1 -0			
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1			
							ボスの高さ	+1 -1			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上唇の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 平面度：1個のボム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照			
						※4 移動量	φ≦300mm				±2
							φ>300mm				±φ/100
						組立高さH	上、下面加工仕上げ				±3
							コンクリート構造用				H≦300mm
						普通寸法	H>300mm				(H/200+3) 小数点以下切り捨て
							鋳造し長さ寸法(※2)、(※3)				JIS B 0403-1995 CT14
							鋳造し肉厚寸法(※2)				JIS B 0403-1995 CT15
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級
						ガス切断寸法	ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	2	2	鋳造費 (大型ボム支承工)	幅W、長さL、直径D	W, L, D≦500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のボム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
						500<W, L, D≦1500mm	0~+1%				
							1500<W, L, D	0~+15			
							t≦20mm	±0.5			
						厚さt	20<t≦160	±2.5%			
							160<t	±4			
							W, L, D≦1000mm	1			
						相対誤差	1000mm<W, L, D	(W, L, D) / 1000			

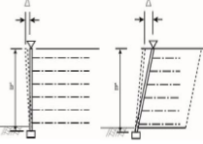
現行																						
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法 面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (撒芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工撒芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。													
							ℓ≥5m	法長の-4%														
							盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m					-100									
								ℓ≥5m					法長の-2%									
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。														
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法 面 工	2				2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
																ℓ≥5m	法長の-4%					
																厚 さ t	t<5cm					-10
																	t≥5cm					-20
延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)					法 長 ℓ	ℓ<5m	-200			施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							
											ℓ≥5m	法長の-4%										
											厚 さ t	t<5cm										-10
												t≥5cm										-20
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。														

新																						
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法 面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (撒芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工撒芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。													
							ℓ≥5m	法長の-4%														
							盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m					-100									
								ℓ≥5m					法長の-2%									
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。														
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法 面 工	2				2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
																ℓ≥5m	法長の-4%					
																厚 さ t	t<5cm					-10
																	t≥5cm					-20
延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																				

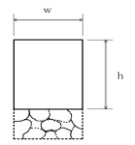
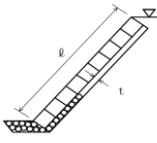
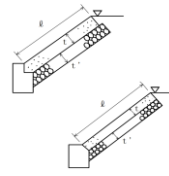
現行																				
編	章	節	条	枝	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工	3	枝	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 θ	$\theta < 3m$	-50	施工延長20mにつき2箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。											
							$\theta \geq 3m$	-100												
						厚 さ t	$t < 5cm$	-10	200㎡につき2箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。											
							$t \geq 5cm$	-20												
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工	4	1		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 θ	$\theta < 10m$	-100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による		
														$\theta \geq 10m$	-200					
													幅 W	-30	枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
													高 さ h	-30						
枠中心間隔 a	±100																			
延 長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機能を用いることができる。																		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁 壁 工	1	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ∇	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。												
						厚 さ t	-20													
						裏 込 厚 さ	-50													
						幅 W_1, W_2	-30													
						高 さ h	$h < 3m$				-50									
							$h \geq 3m$				-100									
						延 長 L	-200				1施工箇所毎									
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通				15 擁 壁 工	2	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
															延 長 L	-200				1施工箇所毎

新																				
編	章	節	条	枝	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工	3	枝	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 θ	$\theta < 3m$	-50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。											
							$\theta \geq 3m$	-100												
						厚 さ t	$t < 5cm$	-10	200㎡につき2箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。											
							$t \geq 5cm$	-20												
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工	4	1		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 θ	$\theta < 10m$	-100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による		
														$\theta \geq 10m$	-200					
													幅 W	-30	枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
													高 さ h	-30						
枠中心間隔 a	±100																			
延 長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機能を用いることができる。																		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁 壁 工	1	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ∇	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。												
						厚 さ t	-20													
						裏 込 厚 さ	-50													
						幅 W_1, W_2	-30													
						高 さ h	$h < 3m$				-50									
							$h \geq 3m$				-100									
						延 長 L	-200				1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通				15 擁 壁 工	2	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
															延 長 L	-200				1施工箇所毎

現行											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事	一般施工	15	3	補強土壁工 (テールアルマ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 			
						高さ h	h<3m				-50
							h≥3m				-100
						鉛直度 Δ	±0.03hかつ±300以内				
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
延長 L	-200	1施工箇所毎									
3	土木工事	一般施工	16	3	波濤船運転工 (バックホウ波濤船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川波濤工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下 +400以下				

新											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事	一般施工	15	3	補強土壁工 (テールアルマ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 			
						高さ h	h<3m				-50
							h≥3m				-100
						鉛直度 Δ	±0.03hかつ±300以内				
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
延長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3	土木工事	一般施工	16	3	波濤船運転工 (バックホウ波濤船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下 +400以下				

現行											
編	章	節	条	枝	工事種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	1	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						高さ h	-30				
7	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚さ t	-50				
						延長 L	-200				
7	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 t'	-50				
						延長 L	-200				

新											
編	章	節	条	枝	工事種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	1	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						高さ h	-30				
7	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚さ t	-50				
						延長 L	-200				
7	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 t'	-50				
						延長 L	-200				

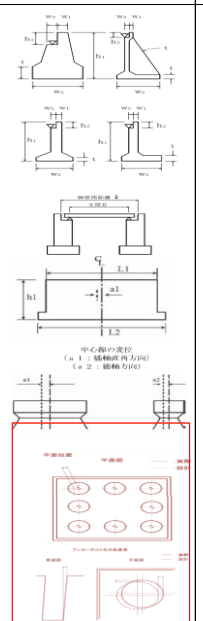
現行													
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下					
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は、延長20m毎に1箇所を割とし、厚さは20m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長20m毎に1箇所を割に、※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方や中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。			
						厚さ	t<15cm	-30					-10
							t≥15cm	-45					-15
						幅	-100	—					
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長20m毎に1箇所を割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。				
						幅	-25	—					

新													
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下					
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は、延長20m毎に1ヶ所を割とし、厚さは20m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長20m毎に1ヶ所を割に、※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方や中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。			
						厚さ	t<15cm	-30					-10
							t≥15cm	-45					-15
						幅	-100	—					
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長20m毎に1ヶ所を割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						幅	-25	—					

現行												
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路層排水工	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						延長 L	-200				1箇所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)				
						厚さ t	-20					
						天端幅 W ₁ (橋軸方向)	-10					
						天端幅 W ₂ (橋軸方向)	-10					
						敷幅 W ₃ (橋軸方向)	-50					
						高さ h ₁	-50					
						胸壁の高さ h ₂	-30					
						天端長 l ₁	-50					
						敷長 l ₂	-50					
						胸壁間距離 φ	±30					
						支間長及び中心線の変位	軸直角方向共 ±50					
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高					+10~-20
							平面位置					±20
							ア0°~4°孔の鉛直度					1/50以下

新												
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路層排水工	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						厚さ t	-20					
						天端幅 W ₁ (橋軸方向)	-10					
						天端幅 W ₂ (橋軸方向)	-10					
						敷幅 W ₃ (橋軸方向)	-50					
						高さ h ₁	-50					
						胸壁の高さ h ₂	-30					
						天端長 l ₁	-50					
						敷長 l ₂	-50					
						胸壁間距離 φ	±30					
						支間長及び中心線の変位	軸直角方向共 ±50					
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高					+10~-20
							平面位置					±20
							ア0°~4°孔の鉛直度					1/50以下

支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は番座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。



現行										
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重方式) (半重力式)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。 なお、従来管理のほか「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案) 構造 物工編(試行)」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが できる。(アンカーボルト孔の鉛直度を 除く)		<p>支間長及び 中心線の変位</p> <p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値</p> <p>計 画 高</p> <p>平 面 位 置</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度</p>
						厚 さ t	-20			
						天端幅 W ₁ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 W ₂ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l ₁	-50			
						敷 長 l ₂	-50			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高		+10~-20	
							平 面 位 置		±20	
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度		1/50以下	

10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端 部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。 なお、従来管理のほか「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案) 構造 物工編(試行)」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが できる。(アンカーボルト孔の鉛直度を 除く)		<p>支間長及び 中心線の変位</p> <p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値</p> <p>計 画 高</p> <p>平 面 位 置</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度</p>
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 W ₁	-20			
						敷 幅 W ₂	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	軸直角方向共 ±50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高		+10~-20	
							平 面 位 置		±20	
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度		1/50以下	

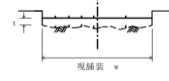
新										
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重方式) (半重力式)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。 なお、従来管理のほか「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案)」 で規定する出来形計測性能を有する機 器を用いることができる。(アンカー ボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施すること ができる。		<p>支間長及び 中心線の変位</p> <p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値</p> <p>計 画 高</p> <p>平 面 位 置</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度</p>
						厚 さ t	-20			
						天端幅 W ₁ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 W ₂ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l ₁	-50			
						敷 長 l ₂	-50			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高		+10~-20	
							平 面 位 置		±20	
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度		1/50以下	

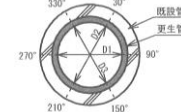
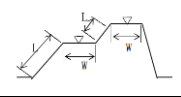
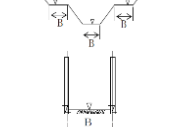
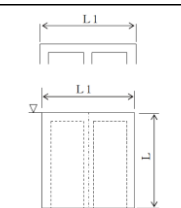
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端 部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。 なお、従来管理のほか「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案)」 で規定する出来形計測性能を有する機 器を用いることができる。(アンカー ボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施すること ができる。		<p>支間長及び 中心線の変位</p> <p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値</p> <p>計 画 高</p> <p>平 面 位 置</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度</p>
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 W ₁	-20			
						敷 幅 W ₂	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	軸直角方向共 ±50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高		+10~-20	
							平 面 位 置		±20	
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度		1/50以下	

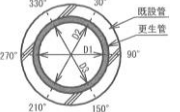

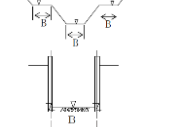
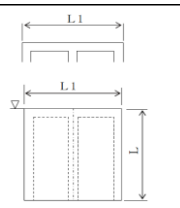
現行									
編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(イ) 基準高、幅、高さは、施工延長20mにつき1箇所。 (ロ) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
					幅 W (全幅)	-50			
					高さh (内法)	-50			
					厚 さ t	設計値以上			
					延 長 L	-			

新									
編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(イ) 基準高、幅、高さは、施工延長20mにつき1箇所。 (ロ) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
					幅 W (全幅)	-50			
					高さh (内法)	-50			
					厚 さ t	設計値以上			
					延 長 L	-			

現行										
編	章	節	条	技 術 工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値(X)				平均の測定値(X/10)
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5 1	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2		<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」、「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1箇所/割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法による事が出来る。</p>
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-2		
						幅 W	-25	-25		
						延長 L	-100	-100		
		平坦性	-	-	<p>3. プロローグフィルムメーカー (μ) 2.4mm以下 (足付き)</p> <p>4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道幅及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1カ所の割とし、延長80m未満の場合は、2カ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p>					
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5 2	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差 (切削))	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)		<p>1 施工履歴データを用いた出来形管理要領 (案) (路面切削工場) に基づき出来形管理実施する場合に適用する。</p> <p>2 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>3 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道幅及びその中心とする。</p> <p>5 幅は、延長80m毎に1カ所の割とし、延長80m未満の場合は、2カ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p>
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-2		
						幅 W	-25	-25		
						延長 L	-100	-100		
		平坦性	-	-	<p>3. プロローグフィルムメーカー (μ) 2.4mm以下 (足付き)</p> <p>4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道幅及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1カ所の割とし、延長80m未満の場合は、2カ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p>					

新										
編	章	節	条	技 術 工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値(X)				平均の測定値(X/10)
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5 1	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2		<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」、「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1箇所/割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法による事が出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-2		
						幅 W	-25	-25		
						延長 L	-100	-100		
		平坦性	-	-	<p>3. プロローグフィルムメーカー (μ) 2.4mm以下 (足付き)</p> <p>4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道幅及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1カ所の割とし、延長80m未満の場合は、2カ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p>					
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5 2	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差 (切削))	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)		<p>1 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理実施の場合に適用する。</p> <p>2 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>3 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道幅及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1カ所の割とし、延長80m未満の場合は、2カ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p>
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-2		
						幅 W	-25	-25		
						延長 L	-100	-100		
		平坦性	-	-	<p>3. プロローグフィルムメーカー (μ) 2.4mm以下 (足付き)</p> <p>4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道幅及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1カ所の割とし、延長80m未満の場合は、2カ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測定数を変えることが出来る。</p>					

11 下水道 編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面 被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値の差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管内周上の6箇所/所で測定する。		<p>最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。</p>
					更生管厚	6ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。	硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		
11 下水道 編	2 処理場 ポンプ場	3 敷地 造成工	4 法面 整形工	盛土・切土	基準高▽	±50		<p>施工延長おおむね20mごとに1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。</p>	
					幅 W	-100			
					法長 L < 5m	盛土: -100 切土: -200			
					法長 L ≥ 5m	盛土: -2% 切土: -4%			
11 下水道 編	2 処理場 ポンプ場	6 本体 作業土工	2 土工 (掘削)	土工 (掘削)	基準高▽	±50		<p>施工延長おおむね20mごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。</p>	
					幅 B	-100			
11 下水道 編	2 処理場 ポンプ場	7 本体 仮設工	3 地中 連続壁工 (壁式)	壁式	基準高▽	±50		<p>基準高は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長40m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。</p> <p>垂直変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。</p>	
					地中壁の長さ L ₁	-50			
					垂直変位	300			
					壁体長さ L	-200			

11 下水道 編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面 被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	-	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管内周上の6ヶ所で測定する。		<p>最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。</p>
					更生管厚	6ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。	硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		
11 下水道 編	2 処理場 ポンプ場	3 敷地 造成工	4 法面 整形工	盛土・切土	基準高▽	±50		<p>施工延長おおむね40mごとに1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。</p>	
					幅 W	-100			
					法長 L < 5m	盛土: -100 切土: -200			
					法長 L ≥ 5m	盛土: -2% 切土: -4%			
11 下水道 編	2 処理場 ポンプ場	6 本体 作業土工	2 掘削工	土工 (掘削)	基準高▽	±50		<p>施工延長おおむね40m (小規模なものは20m) ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。</p>	
					幅 B	-100			
11 下水道 編	2 処理場 ポンプ場	7 本体 仮設工	3 地中 連続壁工 (壁式)	壁式	基準高▽	±50		<p>基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。</p> <p>垂直変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (または25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。</p>	
					地中壁の長さ L ₁	-50			
					垂直変位 (基準線からのずれ)	300			
					壁体長さ L	-200			

現行										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	2	7	4	地中連続壁工(柱列式)	柱列式	基準高▽	±50	基準高は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長40m(又は25m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。		
						地中壁の長さ L_1	-50			
						垂直変位	杭径/4以内			
						壁体長 L	-200			
11	2	8	5	既製杭工	既製杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	杭径/4以内かつ100mm			
11	2	8	6	場所打ち杭工	場所打ち杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100mm			
						杭径 D	設計値以上			

新										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	2	7	4	地中連続壁工	柱列式	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。		
						地中壁の長さ L_1	-50			
						垂直変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			
11	2	8	5	既製杭工	既製杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		D: 杭径
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100mm			
						傾 斜	1/100以内			
11	2	8	6	場所打ち杭工	場所打ち杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 杭径(D)について、全周回転型オールケーシング工法の場合は「設計径(公称径)-30mm以上」とする。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100mm			
						杭径 D	設計径(公称径)以上			
	傾 斜	1/100以内								

3. 品質管理基準 新旧対照表

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） 酸化スラグ細骨材 JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。（微粒分量の多い砂1回/週以上）		○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6205（防せい剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェウム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/月以上、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
19	吹付工	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） 酸化スラグ細骨材 JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
20	現場吹付法格工	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） 酸化スラグ細骨材 JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
26	コンクリートダム	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダム編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材・第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材・第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材・第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材・第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材・第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材・第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材・第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材・第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、乾形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕石 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6205（防せい剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェウム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
19	吹付工	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材・第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材・第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材・第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材・第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
20	現場吹付法格工	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材・第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材・第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材・第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材・第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
26	コンクリートダム	材料 その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダム編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材・第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材・第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材・第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材・第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
27	覆工コンクリート (NATM)	材料その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
43	管きよ更生工	更生管	扁平強さまたは外圧強さ	・φ600mm以下の既設管 JSWAS K-1による扁平試験 ・φ700mm以上の既設管 JSWAS K-2による外圧試験 (2種に対	新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			曲げ強度 (長期)	・ガラス繊維あり JIS K 7039による曲げ強度試験 ・ガラス繊維なし 短期値を安全率で除した値	構造 (管理み) 計算で用いる設計値 (申告値) 以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			曲げ弾性係数 (長期)	・ガラス繊維あり JIS K 7116による曲げ弾性試験 ・ガラス繊維なし JIS K 7116による曲げ弾性試験				
			曲げ強度 (短期)	JIS K 7171による	1) 曲げ強度値が設計曲げ強度 (申告値: 短期値) を上回ること。2) 曲げ弾性係数の試験結果が、曲げ弾性係数 (申告値: 短期値) を上回ること。	原則、施工スパン毎とする。熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			曲げ弾性係数 (短期)	JIS K 7171による		本表は、最新版の「管きよ更生工における設計・施工管理ガイドライン (案)」に準拠して実施する。		○
			耐摩耗性	JIS K 7204又は JIS A 1452による	下水道用硬質塩化ビニル管 (新管) と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐ストレインローション性	・ガラス繊維ありのみが対象 JIS K 7034による	JSWAS K-2に基づいて求められる値を下回らない			
			水密性	JSWAS K-2に準拠した試験 (内外水圧に対する水密性)	0.1MPaの水圧で漏れがない			
			耐劣化性	・ガラス繊維なしのみが対象 JIS K 7116を準用した1,000時間水中曲げクリープ試験を行う	50年後の曲げ強度の推計値の最小値が設計値 (≒申告値×安全率) を上回ること			
			耐震性能	JIS K 7161による引張強度等試験 JIS K 7181による圧縮強度等試験	引張強度 (短期)、引張弾性係数 (短期)、圧縮強度 (短期)、圧縮弾性係数 (短期) が申告値を上回ること。	工法毎とする。熱可塑性樹脂材については、引張強度、圧縮強度を認定工場制度の工場検査証明書類による確認とすることができる。		
			外観	目視あるいは目視式テレビカメラによる	流下能力、耐久性を低下させる有害な欠陥 (シワなど) がないこと	施工スパン毎とする。		

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
27	覆工コンクリート (NATM)	材料その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
43	管きよ更生工	更生管	耐荷性能	扁平強さまたは外圧強さ	既設管きよφ600mm以下 JSWAS K-1(φ600mm以下) 既設管きよφ700mm以上 JSWAS K-2(φ700mm以上)	新管と同等以上	扁平強さ (基準たわみ重時の繰荷重) 基準たわみ外圧及び破壊外圧	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明 (下水道技術) 報告書」等で確認する。
			曲げ強さ (短期)	密着管 (高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7171 密着管 (硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7171 (試験速度2mm/min)	現場硬化管 (高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7171 【最大荷重時の曲げ応力度】申告値以上	申告値以上	原則、施工スパン毎とする。密着管 (熱形成タイプ) のうち日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書類を別途提出することにより、曲げ試験を免除できる。	
			曲げ強さ (長期)	密着管 (高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7116 (水中1,000時間) 密着管 (硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7115又は JIS K 7116 (水中1,000時間) 現場硬化管 (ガラス繊維無し) JIS K 7116 (水中10,000時間、試験片の数25以上)	現場硬化管 (ガラス繊維無し) JIS K 7039 (水中10,000時間) 現場硬化管 (ガラス繊維あり) JIS K 7116 (水中10,000時間、試験片の数25以上)	申告値以上※1 (申告値=短期曲げ強さ【最大荷重時の曲げ応力度】申告値×安全率)	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明 (下水道技術) 報告書」等で確認する。	
			曲げ弾性係数 (短期)	密着管 (高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7171 密着管 (硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7171 (試験速度2mm/min)	現場硬化管 (ガラス繊維無し) JIS K 7171 (試験速度2mm/min)	申告値以上※1 (申告値=短期曲げ強さ【最大荷重時の曲げ応力度】申告値×安全率)	原則、施工スパン毎とする。密着管 (熱形成タイプ) のうち日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書類を別途提出することにより、曲げ試験を免除できる。	
			曲げ弾性係数 (長期)	密着管 (高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7116 (水中1,000時間) 密着管 (硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7116 (水中1,000時間) 現場硬化管 (ガラス繊維無し) JIS A 7511付属書D (水中10,000時間)	現場硬化管 (ガラス繊維無し) JIS A 7511付属書D (水中10,000時間)	申告値以上※1 (ただし300MPa以上)	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明 (下水道技術) 報告書」等で確認する。	

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
43 管きよ更生工	更生管	必須						

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
43 管きよ更生工	自立管	必須	耐久性	耐薬品性 密着管JSWAS K-1又はJSWAS K-14 現場硬化管浸漬後曲げ試験	質量変化率±0.2mg/cm2以内 耐薬品性試験方法に示す判定基準		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。 密着管（熱形成タイプ）は、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、耐薬品試験の実施を免除することができる。 現場硬化管（熱硬化タイプ・光硬化タイプ）のうち日本下水道協会のII類資器材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書を提出することにより、耐薬品性試験の実施を免除することができる。	
			耐摩耗性	密着管、現場硬化管 JIS K 7204又はJIS A 1482等	硬質塩化ビニル管（新管）と同程度		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。	
			耐ストロインコージョン性	現場硬化管（ガラス繊維有り） JIS K 7004	50年後の最小外径破壊ひずみ≧0.45%かつJSWAS K-2で求められる値を下回らない			
			水密性	密着管、現場硬化管 JSWAS K-2	内外水圧0.1MPaで漏水がないこと（3分間保持）			
			耐劣化性	密着管、現場硬化管（ガラス繊維無し） 長期曲げ強さと共通	長期曲げ強さと共通			
			耐震性	曲げ強さ（短期） 密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7171 密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7171 現場硬化管JIS K 7171	【最大荷重時の曲げ応力】申告値以上		工法別に保証値としての公的機関の審査証明値を定めている日本下水道協会のII類資器材として登録されている場合、認定工場制度の検査証明により証明されている項目については、検査証明による確認とすることができる。	
			引張強さ（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7161 密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7161 現場硬化管ISO 8513(A)又は(B)又はJIS K 7161	申告値以上（ただし15MPa以上） 申告値以上（ただし20MPa以上） 申告値以上（ただし15MPa以上）		※1 試験結果に基づき50年後の推定値が申告値（設計値）を上回ること 本表は、最新版の「管きよ更生工における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。	
			引張弾性率（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7161 密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7161 現場硬化管JIS K 7161	申告値以上 申告値以上（ただし1.2GPa以上） 申告値以上			
			引張伸び率（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 6815-3 密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7161 現場硬化管ISO 8513(A)又は(B)又はJIS K 7161	350%以上 70%以上 申告値以上（ただし0.5%以上）			
			圧縮強さ（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7181 密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7181 現場硬化管JIS K 7181	申告値以上			
			圧縮弾性率（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7181 密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7181 現場硬化管JIS K 7181	申告値以上			
			水理性	粗度係数 粗度係数確認試験	原則として0.010以下		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。	
			成形後収縮性	成形後の軸・周方向収縮性試験	申告値以下			
			外観	目視あるいは目視カメラによる	更生管きよの設計強度、耐久性、水理性、設計寸法等を損なうようなしわ、たるみ、はく離、漏水、異常変色等の欠陥や異状箇所がないことを確認する。		スパン報とする。	

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
43 管きよ更生工	更生管表面部材	必須	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管の劣化状態等を反映し限界状態設計法により確認、又は鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷後更生し、JSWAS A-1により破壊荷重試験	設計条件に基づいた耐荷力以上新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		○
			圧縮強度	JSCC G 521等による	圧縮強度値が設計基準強度を上回る事。	小口径（既設管径800mm未満）の場合、施工延長100m毎に1回とする。		
			耐薬品性能	JSWAS K-1又はJSWAS K-14による	・表面部材が塩化系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm ² 以内 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K-14の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm ² 以内	製管工法では、工法毎に1回とする。認定工場制度の工場検査証明書等を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。	本表は、最新版の「管きよ更生工における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	
			耐摩耗性	JIS K 7204又はJIS A 1452等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			水密性	JSWAS K-2に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。認定工場制度の工場検査証明書等を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			一体性	JIS A 1171に準拠した試験	既設管と充てん材が界面はく離しないこと	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐震性能	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継ぎ手管きよ」「ボックススカルパード」等	継手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内であること	工法毎とする。公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐震性能	耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	屈曲角と抜け出し量が許容範囲であること			
			外観	目視あるいは目走式テレビカメラによる	更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工スパン毎とする。		

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
43 管きよ更生工	複合管	必須	耐荷性能	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管の劣化状態等を反映し、限界状態設計法により耐荷力を評価又は鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷後更生し、JSWAS A-1による破壊荷重試験を実施	申告値以上又は新管と同等以上	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。	○
			充填材圧縮強度	JSCC-G 521又はJSCC-G 505等	申告値以上	小口径（既設管きよの内径φ800mm未満）の場合は施工延長100m毎に1回とする。公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
			充填材ヤング率	JIS A 1149	申告値以上	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
			耐久性能	リング剛性	ISO 9969	申告値以上※2（ただし0.5kPa以上）		
			クリープ率（60年値）	ISO 9967	申告値以上※2（ただし2.5以上）			
			接合部引張強さ	JIS A 7511付属書B	申告値以上※3			
			接合部の接合強さ	JIS A 7511付属書B	申告値以上			
			耐薬品性	JSWAS K-1又はJSWAS K-14による	・表面部材が塩化系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm ² 以内 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K-14の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm ² 以内	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。製管工法では、工法毎に1回とする。	本表は、最新版の「管きよ更生工における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。 ※2 更生管きよの構造計算に必要な場合は不要 ※3 試験は各工法で必要とされる方向で行う ※4 耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	
			耐摩耗性	JIS K 7204又はJIS A 1452等による	質塩化ビニル管（新管）と同程度	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
			水密性	JSWAS K-2	内外水圧0.1MPaの水圧で漏水がないこと（3分間保持）			
一体性	JIS A 1171に準ずる	既設管きよと充填材が界面剥離しないこと						
耐震性能	水密性	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継ぎ手管きよ」「ボックススカルパード」等の考え方を勘案し性能照査を行う	継手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内					
水理性能	粗度係数	粗度係数確認試験	原則として0.010以下					
外観	目視あるいは目走式テレビカメラによる	更生管きよの変形、更生管きよの浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工スパン毎とする。					

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
46 基礎杭工 (既製杭)								
47 基礎杭工 (場所打ち杭)	施工	必須						
48 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合 処理改良体（ノ ラム）を造成す る工法には適用 しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
49 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
46 基礎杭工 (既製杭)	施工	必須	支持層の確認	試験杭			試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。 道路橋示方書・同解説 下部構造IV編 平成29年11月 P478～P479
		必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。 杭基礎設計便覧 令和2年9月 P455～P458	
47 基礎杭工 (場所打ち杭)	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。 杭基礎設計便覧 令和2年9月 P316	
48 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合 処理改良体（ノ ラム）を造成す る工法には適用 しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
49 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
			引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

4. 写真管理基準 新旧対照表

写真管理基準 新旧対照表

現行	新
<p style="text-align: center;">写真管理基準</p> <p>(写真の大きさ) 6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。</p> <p>(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。</p> <p>(2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>(工事写真帳の大きさ) 7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p>	<p style="text-align: center;">写真管理基準</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">削 除</p>

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行								
【第1編 共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 【掘削中】	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所1回 【掘削後】	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事に1回 【掘削後】	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
		3	盛土工		盛土工	巻出し厚	100mに1回 【巻出し時】	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」における「締め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
	締固め状況					転圧機械又は地質が変わる毎に1回 【締固め時】		
	法長幅 ※右のいずれかで撮影する。					40m又は1施工箇所1回 【施工後】		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事に1回 【掘削後】		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		

新								
【第1編 共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 【掘削中】	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所1回 【掘削後】	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回 【掘削後】	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
		3	盛土工		盛土工	巻出し厚	100mに1回 【巻出し時】	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」における「締め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
	締固め状況					転圧機械又は地質が変わる毎に1回 【締固め時】		
	法長幅 ※右のいずれかで撮影する。					40m又は1施工箇所1回 【施工後】		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回 【掘削後】		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		

現行									
【第1編 共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕
			3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	100mに1回 〔巻出し時〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」を提出する場合は写真不要	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							
法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							

新									
【第1編 共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕
			3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	100mに1回 〔巻出し時〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」を提出する場合は写真不要	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							
法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】				
				整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】				
				厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				
				幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】				
				整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】				
				厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				
				幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	1,000m2に1回 【修正後】		
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】			
				7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
				7	5	アスファルト舗装工（基層工）	修正状況	100mに1回 【修正後】	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】			

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は各層毎1 工事に1回 【修正後】	
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	1,000m2に1回 【修正後】		
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】			
				7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】		
				7	5	アスファルト舗装工（基層工）	修正状況	100mに1回 【修正後】	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】			

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
	8	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕				
				修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
				厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
				幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
	8	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕				
				修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
				厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
				幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」による場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】		
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
			8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安 定処理工）	幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」による場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】		

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 【修正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】		
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
			8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安 定処理工）	幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】		

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
	9	2	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】				
				整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】				
				厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				
				幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
	9	2	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】				
				整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】				
				厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				
				幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】				

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
			厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 【修正後】					
			幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」による場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】					
			9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
					修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】			
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」による場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】			

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
			厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 【修正後】					
			幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】					
			9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
					修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】			
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】			

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
			幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】					
			11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】								

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
			幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】					
			11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】								

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
				12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	
							整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】	
							厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】	
							幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】	

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】		
						厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
						幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】		
				12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	
							整正状況	各層毎100mに1回 【整正後】	
							厚さ	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【整正後】	
							幅	各層毎40mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】	

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・ 濘青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	1,000m2に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
						幅	各層毎20mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」による場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】		
				12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間 層）	修正状況	100mに1回 【修正後】	
							タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）舗 装工編 多点計測技術（面管理 の場合）」による場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】		

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工（セメント（石 灰・濘青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】		
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
						厚さ	1,000m2に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 【修正後】		
						幅	各層毎20mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】		
				12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中 間層）	修正状況	100mに1回 【修正後】	
							タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】		

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	40mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	車線毎に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						目地段差	1工事に1回		
	12	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕				
				平整状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
				厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
				幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	40mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	車線毎に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						目地段差	1工事に1回		
	12	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕				
				平整状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
				厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
				幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

現行											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度 [時期]				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】				
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】				
						厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】				
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】				
						12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・濘青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	
								修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
								厚さ	1,000m2に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
								幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
						12	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	修正状況	100mに1回 【修正後】	
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】					
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】					

新											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度 [時期]				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】				
						修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】				
						厚さ	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に より「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】				
						幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】				
						12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・濘青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】	
								修正状況	各層毎100mに1回 【修正後】		
								厚さ	1,000m2に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に より「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
								幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
						12	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	修正状況	100mに1回 【修正後】	
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】					
					幅	各層毎40mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 【修正後】					

現行												
【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要					
						撮影項目		撮影頻度 [時期]				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】					
						厚さ	各層毎100mに1回 【型枠据付後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】					
						平坦性	車線毎に1回 【実施中】					
						12	11		コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
						鉄筋寸法、位置				40mに1回 【据付後】		
						横膨張目地部ダ ウエルバー寸法、 位置				1 施工箇所 【据付後】		
	縦そり突合せ目地 部・縦そりダミー 目地部タイバー寸 法、位置	40mに1回 【据付後】										
	平坦性	1 工事に1回 【実施中】										
	厚さ	各層毎100mに1回 【型枠据付後】 【スリップフォーム工 の場合は打設前後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】										
	目地段差	1工事に1回										

新												
【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要					
						撮影項目		撮影頻度 [時期]				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 【施工中】					
						厚さ	各層毎100mに1回 【型枠据付後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】					
						平坦性	車線毎に1回 【実施中】					
						12	11		コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
						鉄筋寸法、位置				40mに1回 【据付後】		
						横膨張目地部ダ ウエルバー寸法、 位置				1 施工箇所 【据付後】		
	縦そり突合せ目地 部・縦そりダミー 目地部タイバー寸 法、位置	40mに1回 【据付後】										
	平坦性	1 工事に1回 【実施中】										
	厚さ	各層毎100mに1回 【型枠据付後】 【スリップフォーム工 の場合は打設前後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】										
	目地段差	1工事に1回										

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
	13	2		2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
13	3		3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000m2に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
13	4		4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安 定処理工）	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
	13	2		2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
13	3		3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000m2に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
13	4		4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安 定処理工）	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	修正状況	100mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000m2に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
			14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
			14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕					
			修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕					
			厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要					
			幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）舗装工編 多 点計測技術（面管理の場合）」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	修正状況	100mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000m2に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」による場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
			14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」による場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
			14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」による場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕					
			修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕					
			厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要					
			幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」による場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					

現行								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
					修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				15	路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔施工後〕	
		7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 〔打込後〕	
	深度					1施工箇所1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)において、 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)固結工(スラリー攪拌工)編」に より出来形管理資料を提出する場合は、 出来形管理に関わる写真管理項目を省略 できる。		
			9	2	固結工 (中間混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3~4,000m3につき1回、又は施工延 長20mにつき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 代表箇所 各1枚 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層混合処理等・固結工(中層混 合処理)編」により出来形管理資料を提出 する場合は、出来形管理に関わる写真管理 項目を省略できる。	
	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	20m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)法面工編」に 基づき写真測量に用いた画像を納 品する場合には、写真管理に代え ることが出来る。		
	15 擁 壁 工 共 通	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	20m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
厚さ 幅 高さ					20m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕			

新								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
					修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				15	路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔施工後〕	
		7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 〔打込後〕	
	深度					1施工箇所1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)にお いて、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により出来 形管理資料を提出する場合は、 出来形管理に関わる写真管理項目 を省略できる。		
			9	2	固結工 (中間混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3~4,000m3につき1回、又は 施工延長20mにつき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 代表箇所 各1枚 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により出来形 管理資料を提出する場合は、出来形 管理に関わる写真管理項目を省略 できる。	
	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	20m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」に基づき 写真測量に用いた画像を納品する 場合には、写真管理に代えること が出来る。		
	15 擁 壁 工 共 通	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	20m又は1施工箇所1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は1工事に1回		
厚さ 幅 高さ					20m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は1工事に1回(型枠取り外し 後)			

現行										
【第10編 道路編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
10 道路編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕			
					7 R C 橋脚 工	9 1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	
					9 2		橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	

新										
【第10編 道路編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
10 道路編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回			
					7 R C 橋脚 工	9 1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
					9 2		橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	

【第11編 下水道編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度 [時期]					
11 下水道編	1 管路	3 管きょ工(開削)	4 管布設工		圧送管	布設状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕					
						中心線の変位(水平)	施工延長20mにつき1回 〔布設後〕					
						2 処理場ポンプ場	3 敷地造成工	4 法面整形工	盛土・切土	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	
						幅				施工延長20mにつき1回 〔施工後〕		
	6 本体作業土工	2 掘削工		土工(掘削)	掘削状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕						
					幅	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕						
	7 本体仮設工	3,4 地中連続壁工		壁式	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	任意仮設の場合は除く					
					地中壁の長さ 垂直変位	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕						
				柱列式	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕						
					地中壁の長さ 垂直変位	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕						

【第11編 下水道編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度 [時期]					
11 下水道編	1 管路	3 管きょ工(開削)	4 管布設工		圧送管	布設状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕					
						中心線の変位(水平)	施工延長40mにつき1回 〔布設後〕					
						2 処理場ポンプ場	3 敷地造成工	4 法面整形工	盛土・切土	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						幅				施工延長40mにつき1回 〔施工後〕		
	6 本体作業土工	2 掘削工		土工(掘削)	掘削状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕						
					幅	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕						
	7 本体仮設工	3,4 地中連続壁工		壁式	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	任意仮設の場合は除く					
					地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕						
				柱列式	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕						
					地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕						